

ASEANとの協力関係を築く中国の経済外交について

孫 犁 冰

China's Economic Diplomacy in Cooperation with ASEAN

Sun Libing

WTO設立（1995年）以来、WTOルールに基づく自由な貿易の推進が不可欠であるという認識は、長年世界で共有されてきたはずである。しかし、2018年以降、米国は巨額の貿易赤字を是正しようとして、保護貿易主義に基づく一方的措置を行い、特に中国に対しては追加関税措置を相次ぎ導入した。そして中国はこれに対する報復措置を続けてきた。これにより米国を中心に通商政策に対する不確実性が上昇し、米中貿易摩擦が激化した。^{注1)} 一方、2022年1月1日に、ASEAN10か国、中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの15か国が参加する『地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定』が発効した。RCEP協定は世界のGDP、貿易総額、人口の約3割を占める地域の大型協定である。これは各締結国が長年かけて、二国間交渉や多国間交渉を続けてきた賜物ともいえる。同協定により、市場アクセスの改善、知的財産や電子商取引などの幅広い分野のルール整備を通じて、地域における貿易・投資の促進およびサプライチェーンの効率化、そして自由で公正な経済秩序の構築への貢献が期待される。^{注2)} 本論文では、中国が推進してきたASEAN諸国との経済外交戦略を分析し、保護貿易主義ではない自由貿易主義の可能性に期待を寄せたい。

一、中国とASEANの経済外交の歩み（2003年～2022年）

中国とASEAN諸国は長い友好関係の歴史を持ち、中国は2003年10月に域外国として初めて『東南アジア友好協力条約 (TAC)』に署名し、ASEANと戦略的パートナーシップを確立した。中国とASEANの経済・貿易協力は急速に発展し、新たな成果を上げている。双方は、現在、経済規模において世界最大の途上国同士の自由貿易圏である中国・ASEAN自由貿易圏 (ACFTA) を構築し、互いに最大の貿易パートナーであり、重要な投資元・投資先であるという良好な経済関係を保ってきた。

近年、双方は「一帯一路」構想やASEAN地域発展戦略の連結を強化し、中国・ASEAN運命共同体の構築を加速し、『中国・ASEAN戦略的パートナーシップビジョン2030』を共に策定した。双方は共に保護貿易主義に反対していると同時に、自由貿易主義を擁護し、グレードアップしたACFTAの完全発効を推進し、経済・技術協力と人材育成を精力的に行い、デジタル経済や電子商取引などの新興分野での協力を強化してきた。

2013年以降、中国はASEAN共同体の建設に開発支援を行い、ASEANと協力して、災害管理、経済格差の縮小、相互接続、自由貿易圏の建設などの分野において、事業協力を行ってきた。双方は緊密で活発な人文交流を行っており、201組の姉妹都市を形成し、毎年交換留学生の人数を増やし、互いを最も重要な観光先にしている。

2020年は中国・ASEANデジタル経済協力の年であり、双方は電子商取引、人工知能、金融技術、スマートシティなどの分野で協力を続け、実りある成果を上げてきた。また2020年は、中国・ASEANの経済・貿易協力が飛躍した年でもあった。中国・ASEAN自由貿易圏（ACFTA）の発足から10周年を迎え、中国が12年連続でASEANの物品貿易相手国のトップであり続けるなか、ASEANも初めて中国の物品貿易相手国のトップとなった。2020年11月15日、ASEANを中核とする『地域的な包括的経済連携（RCEP）協定』が正式署名され、現在、世界で最も人口が多く、最も発展の可能性が高い経済・貿易協定となった。そして、世界最大級の自由貿易圏がRCEPの枠組み下で確実に形成されていくことが大いに期待されている。

二、中国・ASEAN経済貿易協力

ASEANは中国にとって最も重要な近隣であり、中国の近隣外交の優先事項である。有利な地理的位置、比較的安定した政治・経済環境、比較的開放的な市場環境、潜在能力の高い市場規模により、ASEANは中国が掲げる「一帯一路」構想の下での協力の焦点であり優先地域となっている。ACFTA（ASEAN China Free Trade Agreement, 中国・ASEAN自由貿易協定）の調印以来、中国とASEANの二国間貿易、相互投資、互恵協力は発展を続け、互いに最大の貿易パートナーであるという良好な市場環境を形成し、中国・ASEAN運命共同体の構築を推進するための強固な基礎を築いている。

1. ACFTAについて

ACFTA（中国・ASEAN自由貿易協定）は、ASEANが域外に向けて締結した最初の自由貿易協定である。中国・ASEAN自由貿易圏（CAFTAまたはACFTA）は、中国とASEAN10か国との間に設けられた自由貿易圏で互いに市場を開放し、ほぼすべての物品についてゼロ税率を適用し、サービス貿易、投資、経済協力などの分野で特惠を与え合うものである。ACFTAは2005年に発効し、中国が交渉し始めた最初のFTAである一方、ASEANとダイアログパートナー（対話国・地域）とのFTAである「ASEAN+1 FTA」の中でも、ACFTAは発効が最も早いFTAであった。ASEAN全体が交渉し始めた最初のFTAでもある。中国・ASEAN自由貿易圏は1300万km²の面積をカバーし、20億以上の人口に恩恵を与えるものである。

2015年11月、中国とASEAN10か国は、ACFTA高度化交渉の成果文書である『包括的経済協力に関する中国・ASEAN枠組み協定およびその下の協定の一部改訂に関する中華人民共和国と東南アジア諸国連合との間の議定書』に署名した。改訂協定書（ACFTA 2.0）は、中国が既存のFTAに基づいて完成させた最初のバージョンアップした協定であり、物品貿易、サービス貿易、投資、経済技術協力などの分野を含んでいる。また、既存の協定を補充させ、経済貿易協力関係の深化と拡大という双方の共通の願いと現実的なニーズを反映している。2016年7月に、中国とベトナムが率先して同議定書の国内発行手続きを行った。2019年10月には、ACFTA 2.0が中国とASEAN10か国で完全発効した。

ACFTA 2.0には、前文、物品貿易、サービス貿易、投資、経済・技術協力、今後の作業計画、最終規定に関する章、そして、原産地規則、原産地規則の運用手続き、第三次サービス貿易に関する具体的

約束と譲許一覧などの附属書が含まれている。^{注3)}

(1) 物品貿易について

物品貿易協定について、『中国・ASEAN包括的経済協力枠組み協定』と『中国・ASEAN物品貿易協定』の規定により、2010年、中国とASEAN旧加盟6か国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）との物品貿易の大部分は「ゼロ関税」を達成し、自由化と円滑化を実現することができた。2015年には中国とASEAN新規加盟4か国（ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との物品貿易の大部分が「ゼロ関税」を達成した。

中国・ASEANの物品貿易分野における自由化取り決めは、『枠組み協定』の「早期収穫計画」および『物品貿易協定』の関連条文と、譲許表や原産地規則などの関連附属書が含まれる。

既存のACFTAのゼロ関税は、すでに双方の貿易品目の90～95%をカバーしており、物品貿易の自由化水準は高い。ACFTAにおける物品貿易の既存の原産地規則は、「付加価値基準」に基づき、「域内価値の40%」という単一の基準に基づいており、原産地の決定もかなり複雑である。同協定では、ある製品は中国およびASEAN10か国内の原産資格割合（RVC：Regional Value Content）が製品総額の40%を下回らない場合、その製品はACFTAの原産とみなされ、輸出入貿易においてACFTAの特恵関税率を享受できると規定されている。同時に、累積原産地規則が定められ、すべての締約国に適用されるため、各締約国での域内付加価値の蓄積が可能になった。農産物は、国際慣行に従って「フルアクセス」基準が適用される。また、ACFTAにおける特恵関税を享受するために、各締約国は輸出国側が指定した政府機関が発行し、他の締約国に通知した原産地証明書（FORM E）を提出する必要があると規定されている。

これに対して、2019年10月に完全に発効したACFTA 2.0は、主に原産地規則と貿易円滑化措置に焦点を当てている。原産地規則において、双方は原産地規則を最適化し、関連する実施手続きを改善した。原産地とみなされる条件として、当該締約国において完全に獲得または製造または締約国産の原材料のみで製造された製品であること、もしくは一部の非原産品を用いて締約国にて実質的な変更を加え製造された製品であることが挙げられる。後者の場合、付加価値基準、関税分類番号変更基準、製造加工工程基準、その他の基準という4つの基準がある。ACFTA 2.0は、「4桁関税分類番号の変更」または「域内価値の40%」の基準を、鉱物、化学製品、木材・紙製品、卑金属製品、繊維製品など3,000以上の製品を対象とする46部門の工業製品の大部分に適用している。この2つの原産地基準は、企業が任意に選択することができる。

また、2019年8月、中国税関総署は、『中国と東南アジア諸国連合の包括的経済協力に関する議定書』に基づき双方が合意した上、中国税関が改定した輸出入原産品特定規則リスト（PSRリスト）や新版FORM E原産地証明書などを含む輸出入貨物の原産地管理方法を発表し、8月20日に発効された。通関や貿易の円滑化を図るため、さらに、通関手続きを簡素化し、関連法律法規の公開性と透明性を確保し、自動化システム、リスク管理などを利用して企業に効率的かつ効果的な通関サービスを提供し、合法的な貿易を促進するために通関の障害を解決し、事前決定・審査・訴訟制度や関連手続きの定期審議について関連規定が設けられている。

(2) サービス貿易について

ACFTA『サービス貿易に関する協定』の漸進的自由化規定に従って、中国はFTAのアップグレード交渉において、ASEAN諸国と第三次サービス貿易に関する具体的約束と譲許の交渉を完了した。各国はより高いレベルの開放を約束し、ACFTAにおけるサービス貿易自由化のレベルを向上させた。中国は、集中工事、建設工事、証券、旅行代理店、ツアーオペレーターなどの分野で改善の約束をした。一

方、ASEAN諸国は、商業、通信、建設、教育、環境、金融、観光、運輸など8分野約70セクターで中国に対してより高いレベルの開放を約束した。

例えば、ブルネイは通信、観光、航空などのセクターでより高い開放を約束し、教育、銀行、宇宙輸送、鉄道輸送などのセクターでの約束を追加した。カンボジアは広告、通信、金融などのセクターでの過渡期制限の撤廃を約束した。ラオスはコンピュータ、建設、教育、環境の分野の19セクターでの約束を追加した。マレーシアは建設工事の分野で外資による持ち株規制を緩和し、獣医サービスの分野での約束を追加した。ミャンマーは教育、建設、集中工事、都市計画、コンピュータの分野を追加し、広告、印刷、出版、海運などのセクターでの開放レベルの向上を約束した。シンガポールは会議サービスに関する約束を追加し、市場アクセスや内国民待遇に関する制限を撤廃した。タイは教育、データ処理とデータベース、税制、研究開発、不動産などのセクターでのさらなる開放を約束した。ベトナムはコンピュータ、市場調査、経営コンサルティング、教育、環境、観光などのセクターでの過渡期の制限を撤廃した。

具体的な改善策としては、サービスの自由化分野の拡大、相手国による完全子会社や合弁会社の設立の許可、会社設立時の株式保有規制の緩和、事業範囲の拡大、地理的制約の緩和などが挙げられる。

(3) 投資について

ACFTA 2.0の投資に関する内容は、主に投資家およびとその投資にとって安定的かつ良好で透明なビジネス環境を構築するための投資促進および投資円滑化における協力である。

投資促進については、特に投資促進イベントの開催、異業種の補完性の強化や生産ネットワーク化の促進、投資セミナーや情報交換会の開催などを通じて達成させるなど。一方、投資の円滑化については、投資承認手続きの簡素化や、投資関連の規則・法規・政策に関する情報の発信を促し、必要に応じてワンストップ型投資センターまたは関連態勢を整え、営業許可証やライセンスの発行を含むサポートを提供する。

(4) 経済・技術協力について

双方は、農業、漁業、林業、情報技術産業、観光、交通、知的財産権、人材育成、中小企業、環境など10以上の分野において協力を進めている。双方は、中国・ASEAN自由貿易協定の実施を促すため、関連の経済・技術協力プロジェクトに資金などの支援を提供する予定である。国境を越えた電子商取引(越境EC)の協力を同議定書に盛り込み、情報交換を強化し、双方の貿易・投資を促進する。

2022年11月11日に、第25回中国・ASEAN首脳会議が開催され、ACFTAのアップグレード版である「ACFTA 3.0」に向けた交渉開始を正式に発表した。ACFTAを高度化することにより、ポストコロナ期における、双方の経済関係をより深化・拡大させることを目指す。今回の発表によると、中国とASEANは、ACFTAを現在のビジネス形態により適応したものへと改定、また将来的に発生しうる全世界的な課題・リスクにも対応できる内容にするという。具体的には、デジタル経済、グリーン経済、サプライチェーンの連結、消費者保護、中小企業などの項目を盛り込む。そして、中国とASEANの双方にとって有益な協定となるよう、両者が関心を持つ分野を内容に含めていく計画である。^{注4)}

2. 『地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定』について

中国とASEANは、現在世界最大級のFTAである『地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定』の締結を推進した。そして、日本貿易総額の約5割を占める広域経済圏を創設するために、日本もRCEPの締結・発効に向けて、大きな力を発揮した。

2012年11月のASEAN関連首脳会議において、「RCEP交渉の基本方針及び目的」が16か国 (ASEAN10か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド) の首脳によって承認され、RCEPの交

渉立ち上げが宣言された。基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすること、が盛り込まれている。第1回RCEP交渉会合は、2013年5月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第1回交渉会合が開催されて以降、3回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合の開催を経て、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会にインドを除く15か国の署名に至った。その後、各国の国内手続を経て、2022年1月1日より、日本、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国についてRCEP協定が発効し、続いて、韓国（同年2月1日）、マレーシア（同年3月18日）についても発効した。

RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割を占める広域経済圏を創設するものである。東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。この地域全体を覆う広域EPA（経済連携協定）の実現により、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながる事が期待される。また、ルールの一貫化や手続の簡素化によってEPAを活用する企業の負担軽減が図られると考えられる。^{注5)}

三、中国とASEANの貿易・投資動向

1. 物品貿易について

国務院新聞弁公室は2023年1月13日に記者会見を開き、2022年通年の輸出入動向を発表した。2022年は中国とASEANの包括的戦略パートナーシップの発足一年目であり、双方の経済・貿易関係がより一層緊密になり、輸出入は前年比15%増の6兆5,200億元であり、うち輸出は3兆7,900億元、前年比21.7%増、輸入は2兆7300億元、前年比6.8%増となった。2022年、中国の対外貿易総額に占める対ASEANの割合は2021年から1ポイント上昇の15.5%となり、ASEANは引き続き中国の最大の貿易相手先の地位を維持している。^{注6)}

また、中国とASEAN貿易の急増要因について、税関総署の報道官は主に次のように分析した。

第一に、RCEPの発効によってもたらされた貿易拡大効果は、産業チェーンにおけるより緊密な協力を促進した。RCEPの実施から1年が経過し、域内諸国間の経済・貿易関係の緊密化を促進する政策の効果が現れた。ASEANはRCEPにおける中国の重要な貿易相手先であり、2022年中国のASEAN向け輸出入は他のRCEP加盟国向け輸出入の50.3%を占めた。中国のASEAN向け中間製品の輸出入額は4兆3600億元（前年比16.2%増）で、中国の対ASEAN輸出入額全体の67%を占めた。2022年中国の輸出企業がRCEP枠組みの下で原産地証明書を申請し、67万3,000件の原産地申告書が発行され、2,353億元の輸出品が減税措置に適応し、輸入先から推定15億8,000万元の関税譲許を受けているという。さらに、中国企業の減税措置に適応する輸入品は653億元で、推定15億5,000万元の減税を受けていることが報告された。

第二に、交通インフラの相互接続が進み、経済や貿易の往来がより便利になった。2022年、中国のASEAN向け鉄道、水路、航空輸送による輸出入（金額ベース）の伸び率は、それぞれ197.6%、26.7%、15.5%となった。特に、2021年末に中国—ラオス鉄道の開通は、中国と関係諸国の経済・貿易協力にとって新しい推進力となった。2022年中国・ASEAN間の鉄道輸送貨物のうち、中国—ラオス鉄道経由の割

合は44.7%に跳ね上がり、中国・ASEAN間の鉄道による輸出入増加分への寄与率は60%を超えた。

第三に、農産物分野における協力が深まり、輸入規模が拡大した。近年、中国はASEAN諸国からの農産物輸入を加速させ、農産物などの検疫・許可手続きの最適化を続けており、ベトナムのドリアン、カンボジアの竜眼、ラオスのパッションフルーツなど様々な農産物が中国からの新規検疫・許可を獲得した。2022年、中国はASEANから輸入した農産物は前年比21.3%増の2,468億6,000万元であり、同年の中国農産物輸出入額の15.7%を占めており、前年比1.4ポイント上昇した。

さらに、商務部の発表によると、2022年は多国間の経済貿易協力を前向きな進展があったことによって、中国と他のRCEP加盟国との輸出入総額は2022年に12兆9,500億元（前年比7.5%増）に達し、中国対外貿易総額の30.8%を占めた。うち、RCEPに加盟している8か国に対する輸出入の伸び率は2桁を超えた。中国のRCEP貿易相手国への輸出は前年比17.5%増と全体の伸び率より7ポイント高いという。「一帯一路」諸国向けの輸出入は全体の32.9%を占め、2021年比でさらに3.2ポイント上昇した。

国際的には、激動する世界経済・貿易環境を背景に、中国は生産と輸出を安定させるための強力な措置を講じ、世界のサプライチェーンの円滑な運営を確保した。同時に、輸入拡大政策を推進した結果、年間輸入額は2兆7,100億米ドルに達し、世界の経済・貿易の発展に大いに貢献した。また、2023年には、対外貿易の規模の安定化と構造の最適化を促進し、輸出が国民経済を支える役割を安定させるために、より大きな努力をする必要がある。貿易主体の創造性を尊重し、刺激することを重要視し、2022年12月30日『外国貿易法』の改正を通じて、対外貿易事業者の届け出登記が撤廃された。これにより、すべての事業者に対外貿易経営権を賦与するようになり、これは対外貿易事業管理の分野における大きな改革である。

2. サービス貿易について

中国・ASEANのサービス貿易は高い伸びを維持している。2019年、双方の観光ビジネスは拡大し続け、中国はASEANのアウトバウンド観光の最大市場となった。2015年から2020年にかけて、ASEAN諸国への中国人旅行者は、ASEANが受け入れた旅行者総数の15%から22.5%を占めた。2019年、双方間の人的往来はのべ6000万人、19万人の留学生が相互に派遣され、毎週平均4,500便の航空便が往来していた。2020年、ASEANへの中国人旅行者数は1,859万6000人に減少したが、それでも全体の17%以上を占める。

また、中国・ASEAN博覧会およびビジネス・投資サミットは、2004年から毎年広西チワン族自治区南寧市で開催され、双方にとって多分野・多レベルの経済・貿易交流イベントとなった。「中国・ASEAN自由貿易圏の建設を推進し、協力と発展の機会を共有する」ことを目的に、中国・ASEAN博覧会は、見本市を中心に、物品貿易、投資協力、サービス貿易の3大分野におけるさまざまな交流活動も行っている。^{注7)}

3. 双方向の投資について

中国とASEANは互に重要な投資先である。中国商務部によると、2020年末までに中国とASEANの双方向の累積投資額（ストック）は2,568億1,000万米ドルに達するという。6年連続で中国の対ASEAN投資額がASEANの対中投資額を上回り、ASEANは引き続き中国の重要な対外投資先の一つである。2020年中国の対ASEAN投資フローは前年比23%増の160億6,300万米ドルであり、中国の対外直接投資全体の増加率（12.3%）を上回った。2020年末までの中国の対ASEAN累積投資額は1,276億1,300万米ドルで、中国の対外直接投資総額（ストック）の4.9%を占めた。中国の対外直接投資先上位20か国（地域）のうち、7か国はASEANの加盟国である。一方、2020年中国のASEANからの投資受入額は79億5,500

万米ドルで、前年比1.0%であった。2020年末までのASEANの対中国投資総額は1,323億6,000万米ドルとなった。うち、シンガポールによる中国への投資は最も多い。

また、2022年中国の他のRCEP加盟国向けの非金融対外直接投資（ODI）は179億6,000万米ドル（前年比18.9%増）である一方、中国が他のRCEP加盟国による直接投資受入額は235億3,000万米ドル（前年比23.1%増）であった。双方投資の成長率は全体の水準を上回っている。

4. 海外経済貿易協力区

海外経済貿易協力区は、中国・ASEANの実務的経済貿易協力と革新的な発展のための重要な手段である。中国・ASEAN自由貿易圏の完成に伴い、中国は東南アジア諸国における経済貿易協力区の設立を加速し、双方の貿易・投資交流を強化し、地域経済統合を推進している。中国は2019年末までに、マレーシア、カンボジア、タイ、ベトナム、インドネシアなどのASEAN諸国で25の海外経済貿易協力区を設立し、600社以上の入居企業を誘致した。経済貿易協力区は、地方がASEANとの経済・貿易協力の重要な突破口である。ASEANにおける中国の海外経済貿易協力区の建設を推進する上で、地方政府と民間企業は重要な役割を果たしている。広東、広西、福建が中国-ベトナム（深セン-ハイフォン）経済貿易協力区や、中国-マレーシア、中国-インドネシアの「二国間ダブルパーク」の建設を推進し、江蘇、浙江の民間企業はインドネシアの青山工業団地、カンボジアの西港経済特区、タイの羅勇工業団地、ベトナムの龍江工業団地、ブルネイのダモラ石油精製工業団地など、海外の経済・貿易パークの建設において大きな役割を果たしている。

5. 中国・ASEAN生産能力における協力

中国とASEANは互いに重要な経済パートナーであり、双方の生産能力における協力のために強固な基礎を築いている。双方は、インフラ整備、工業化の加速、産業の高度化において広範な協力ニーズがあり、持続可能な経済・社会の発展に向けた比較優位性を補完し合い、双方の生産能力における協力は中国・ASEAN経済貿易関係をより深く、より強固に推進することになる。

2016年9月7日、中国とASEAN諸国の首脳はラオスのビエンチャンで『中国・ASEAN生産能力の協力に関する共同宣言』を発表し、生産能力における協力を双方の地域協力の優先事項として明示し、双方は商業原則に基づき、市場志向と企業主導の協力を奨励し、交通インフラの相互接続と産業クラスターに依拠することに合意した。貿易、投資、工事請負、経済貿易協力パークなどにおいて具体的な協力を進め、生産能力の協力で良好なビジネス・投資環境を作り、産業高度化を通じて経済発展、共同繁栄を促進する。双方は、関連政策の情報交換を促進することにより、生産能力の協力で有利なビジネス・投資環境の構築を支援し、シンクタンク、学術パートナーなどの研究機関による共同研究を行い、当事国の国益にかなう政策提言をするように奨励する。また2016年3月には、中国とメコン川流域5か国が『瀾滄江・メコン川諸国間の生産能力の協力に関する共同宣言』を発表し、中国とメコン地域の生産能力の協力を推進することになった。

6. 「一帯一路」構想とASEAN発展計画の連結

近年、東南アジアで「一帯一路」構想が推進される中、中国とASEANは、「一帯一路」構想と『ASEAN相互連結全体計画2025』や「インダストリー 4.0」などのASEAN発展戦略との連結を強化し、域内の相互連結と生産能力の協力を深めている。地域と各国の実際のニーズに応じて、双方は地域の生産能力の協力を効果的に推進し、鉄鋼、電力、建設機械、セメント、建材などの伝統産業における生産能力の協力

を拡大するとともに、現代通信、人工知能、新エネルギー、新材料、生物医学などの新興分野での連携を拡大し、協力の効果を高め、モデルケースを育成する。中国・ASEAN地域経済統合の進展に伴い、域内各国の生産能力協力の規模や領域は徐々に広がっている。

RCEPは貿易・投資の自由化・円滑化のあらゆる側面をカバーしており、その発効により加盟国間の経済・貿易協力と地域経済統合が確実に推進され、アジア太平洋地域の経済・貿易・金融協力を新たな機会をもたらしている。^{注8)}

タイ税関の統計によると、RCEP発効後、39,000品目のタイ製品が関税優遇を受けており、そのうち29,000品目がゼロ関税を実現している。一部の生鮮品の通関時間は、従来の48時間から6時間に短縮された。タイとRCEP加盟国との輸出入総額はタイの対外貿易総額の50%を超えており、RCEPの発効はタイと他の加盟国との貿易を大いに促進している。

ベトナムの水産物の輸出もRCEP発効によって急増している。現在、ベトナムは世界160以上の国・地域に水産物を輸出しており、うち、RCEP加盟国への輸出は輸出全体の63%以上を占めている。2022年の最初の10ヶ月間で、ベトナムの水産物の輸出は95億米ドルに達し、前年比34%増となった。RCEP関連ルールおよびその他の優遇措置の実施は、ベトナム企業の原材料供給の多様化と最適化を促進し、生産性や製品品質、競争力の向上、新しいサプライチェーンの開拓、国際貿易や経済成長の促進につながるだろう。

RCEP加盟国間には強い産業補完性がある。RCEPの原産地累積規則によって、関連する産業の配置がより柔軟に効率性の原則を順守することができる。これにより、加盟国間の産業チェーン・サプライチェーンの統合が大いに促進される。RCEP加盟国間の直接投資の増加は、同地域の産業チェーンの統合を反映している。同時に、域外の国々にとって、より魅力のある投資先になり、世界からの投資が増加していくであろう。

地域経済連携の重要な参加者として、中国はRCEPの質の高い実施を重視している。中国商務部は、『RCEPの高品質な実施に関するガイダンス』を他の部門と共同で発行し、RCEPに関する一連の特別研修を開催した。各地方税関は、原産地証明書査証モデルおよび監督管理プロセスを最適化する役割がある。国家市場監督管理局は、複数のRCEP加盟国と標準化された情報交換チャンネルを構築した。中国と各加盟国は手を携えて地域経済統合を促進し、協力と競争における新たな優位性を形成しつつある。中国税関総署によると、2022年の中国とRCEP貿易相手国との輸出入総額は前年比7.5%増の12兆9,500億元に達し、中国の対外貿易総額の30.8%を占めたという。

UNCTAD事務総長のアラン・グリーンズパン氏は、世界的な開放度の低下、貿易コストの上昇、サプライチェーンの寸断などがある中で、RCEPは世界経済の発展に積極的に貢献していると述べた。中国は、世界の開放と協力を促進し、多国間貿易システムを維持する上で、ますます重要な役割を担っていくだろう。

中国商務部は、RCEPを新たな出発点として、より多くの貿易相手国とFTAを交渉・締結し、世界各地向けのハイレベル自由貿易区のネットワークを拡大し、物品貿易・サービス貿易・投資市場の開放度をさらに高め、デジタル経済や環境保護などの新たなアジェンダの交渉に積極的に参加し、規則、規制、管理、基準などの制度づくりに基づく開放を着実に進み、新たな発展モデルの構築によりよく貢献し、質の高い発展を推進すると述べている。中国はRCEPにおいて重要な役割を担っており、他のRCEP加盟国にとって主要な輸出先となっている。今後、中国経済がより力強く成長することで、RCEPはより広い発展環境を得ることができる。

RCEPは資本、資源、専門知識、サービスを統合し、地域経済協力圏の形成を目指している。世界経

済の成長に勢いが不在の現在、RCEPの実施は経済と貿易の発展を促進する安定と秩序をもたらし、持続可能な地域経済発展を推進する。

四、むすび

経済外交は経済と外交の融合である。中国とASEANは隣人であり、友人であり、パートナーでもある。中国はASEANとの関係づくりを近隣外交の最優先課題としており、質の高い「一帯一路」を構築する重要な地域とみなし、ASEANとの各分野における協力を推進し、地域の繁栄と発展の勢いを維持し、中国・ASEAN運命共同体を構築することを望んでいる。未来に向けて、中国とASEANの経済貿易関係はさらに緊密になり、より多くの発展機会とより広い協力の場を確実にもたらし、コロナ後の世界経済の回復に重要な役割を果たすことが期待されている。

2023年初め、RCEPがインドネシアで発効した。これにより、この世界最大規模のFTA（自由貿易協定）が発効した加盟国は、14か国まで増えた。一方、日中韓3か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体の約2割を占める。日中韓FTAは、3か国間の貿易・投資を促進するのみならず、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現にも寄与する可能性のある重要な地域的取組の一つである。2013年3月に交渉を開始して以降、2019年11月までに計16回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、等の広範な分野について議論を行っている。また、2019年12月の第12回日中韓経済貿易大臣会合では、地域の経済統合や持続可能な発展に貢献するために、3か国の産業相互補完性を十分に活用し、貿易・投資の協力レベルを高めるべきであるという考えが共有され、日中韓FTA交渉を加速するよう事務方に指示があった。その後、同年同月の第8回日中韓サミットでは、その成果文書「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」において、RCEP交渉に基づき、独自の価値を有する、包括的な、質の高い互恵的な協定の実現にむけて、日中韓FTA協定の交渉を加速していくことが確認された。

今日、米国をはじめとする保護貿易主義の台頭により、日中韓FTA交渉も停滞している。RCEPの枠組み下で、日中韓3か国は日中韓FTA交渉を再開すれば、東アジア経済共同体の実現に向けて一歩前進できることを期待したい。

注：

注1：吾郷 伊都子「保護主義概観、強まる不確実性」JETRO地域・分析レポート2019年10月11日を参照した。

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2019/1001/55232538fde3d5d3.html>（2023年2月12日閲覧）

注2：JETRO「RCEP協定について」を参照した。<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/rcep.html>（2023年2月12日閲覧）

注3：JETRO「ASEAN中国FTA（ACFTA）3.0の交渉を正式に開始」を参照した。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/0033721844fe0ea6.html>（2023年2月12日閲覧）

注4：商務部《对外投资合作国别（地区）指南--东盟（2021年版）》P65～P82を参照した。日本語訳：商務部『対外投資協力国・地域別指南：ASEAN（2021年版）』。

注5：経済産業省『通商白書2022』第Ⅲ部第1章第4節「経済連携協定の進展」を参照した。

<https://www.meti.go.jp/report/tshaku2022/2022honbun/i3140000.html>（2023年2月12日閲覧）

<http://fec.mofcom.gov.cn/article/gbdqzn/>（2023年2月12日閲覧）

注6：国务院新闻办《国务院新闻办就2022年全年进出口情况举行发布会》2023年1月13日を参照した。

http://www.gov.cn/xinwen/2023-01/13/content_5736993.htm（2023年2月12日閲覧）

注7 : 商務部《對外投資合作國別(地區)指南--東盟(2021年版)》P37 ~ P42を参照した。日本語訳: 商務部『對外投資協力国・地域別指南: ASEAN (2021年版)』。

<http://fec.mofcom.gov.cn/article/gbdqzn/> (2023年2月12日閲覧)

注8 : 人民日報《RECP为区域经济发展注入新动能》2023年2月・5日を参照した。

<http://finance.people.com.cn/n1/2023/0205/c1004-32617788.html> (2023年2月12日閲覧)

参考文献:

1. 外交部《东南亚国家联盟》。日本語訳: 外交部『東南アジア諸国連盟』。
https://www.mfa.gov.cn/web/gjhdq_676201/gjhdqzz_681964/lhg_682518/jbqk_682520/ (2023年2月12日閲覧)
2. 商務部《對外投資合作國別(地區)指南--東盟(2021年版)》。日本語訳: 商務部『對外投資協力国・地域別指南: ASEAN (2021年版)』。
<http://fec.mofcom.gov.cn/article/gbdqzn/> (2023年2月12日閲覧)
3. 蘇格主編《世界大變局與新時代中國特色大國外交》，世界知識出版社2020年8月。日本語訳: 蘇格編『世界構造の大變動および新時代における中国特色ある大國外交』，世界知識出版社2020年8月。
4. 中國國際問題研究院著《國際形勢和中國外交藍皮書(2020-2021)》，世界知識出版社2021年3月。日本語訳: 中國國際問題研究院著『國際情勢と中國外交報告(2020-2021)』，世界知識出版社2021年3月。